○法務省告示第二百三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表ＣＫＤ株式会社の項中「機械加工」の下に「、電子機器組立て」を加える。

○法務省告示第二百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

兵庫県手延素麺協同組合	兵庫県たつの市龍野町富永二百十九番地の二	製麺

第二号ロの表に次のように加える。

コペルハウス株式会社	宮城県仙台市泉区松森字鹿島十五番地の十四	建築大工

○法務省告示第二百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社レオパレス２１	東京都中野区本町二丁目五十四番十一号	建築大工

第二号ロの表株式会社紺芳の項中「帆布製品製造」の下に「、座席シート縫製」を加える。

○法務省告示第二百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社オークラプロダクツ	香川県仲多度郡まんのう町佐文七百七十三番地六	プラスチック成形

○法務省告示第二百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社西ハルナファーム	群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸四千七百八十一番地十三	畜産農業

○法務省告示第二百四十三号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣　金田　勝年

第一号中「東京都渋谷区桜丘町八番十七号」を「東京都港区芝大門二丁目十二番八号」に改める。

○法務省告示第二百四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表株式会社ｎｏｎａｋａの項中「埼玉県入間市扇町屋五丁目三番十一号」を「埼玉県入間市久保稲荷二丁目十二番地三葛野ビル二Ｆ」に改める。

○厚生労働省告示第百九十四号

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の規定に基づき、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三条に次の一項を加える。

6　前項の規定は、組換えＤＮＡ技術を応用した添加物のうち、次に掲げる要件を満たす旨の届出書が厚生労働大臣に提出されたものについて準用する。

一　前項の規定により組換えＤＮＡ技術を応用した添加物に該当しないものとみなされた添加物（以下「審査済み添加物」という。）と比較して有効成分が同一であること並びに製造方法、用途、化学構造、組成、物理化学的性質及び品質が明らかであること。

二　宿主について、前号で比較の対象とした審査済み添加物（以下「比較審査済み添加物」という。）の製造に利用したものと同一の種の微生物であること並びに病原性及び毒素産生性を有しないこと。

三　最終的に宿主に導入されたＤＮＡを提供した生物について、従来から一般に飲食に供されていること又は食品若しくは添加物の製造に用いられた実績があること並びに病原性及び毒素産生性を有しないこと。

四　比較審査済み添加物又は比較審査済み添加物について第一項の審査において食品安全委員会の意見を聴いた際（以下「食品安全委員会評価時」という。）に比較の対象とされた添加物と比較し、有効成分の含量が同等以上であり、かつ、有効成分以外の成分（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物として厚生労働大臣が定めたもの又は既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）に記載されているものであって、法第十一条第一項の規定に基づく使用基準のない非タンパク質性のものを除く。以下「非有効成分」という。）のうち、比較審査済み添加物について食品安全委員会評価時に当該添加物中に存在することが認められていたもの（以下「確認済み非有効成分」という。）の含量が同等以下であること及び確認済み非有効成分以外の非有効成分が生じていないこと。

第四条中「同条第五項」の下に「又は第六項」を加える。